

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

香川県公安委員会委員長 田岡敬造

#### 香川県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名 称	位 置	所 管 区	警察署名	名 称	位 置	所 管 区
略	略	略	略	略	略	略	略
香川県観音寺警察署	観音寺駅前交番	観音寺市観音寺町甲1234番地16	観音寺市のうち、有明町、観音寺町、幸町、坂本町1丁目、坂本町2丁目、坂本町3丁目、坂本町4丁目、坂本町5丁目、坂本町6丁目、坂本町7丁目、茂木町1丁目、茂木町2丁目、茂木町3丁目、茂木町4丁目、茂木町5丁目、茂西町1丁目、茂西町2丁目、高屋町、天神町1丁目、天神町2丁目、天神町3丁目、室本町、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目	香川県観音寺警察署	観音寺駅前交番	観音寺市観音寺町甲1234番地16	観音寺市のうち、有明町、観音寺町、 <u>琴浪町1丁目、琴浪町2丁目、幸町、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、坂本町1丁目、坂本町2丁目、坂本町3丁目、坂本町4丁目、坂本町5丁目、坂本町6丁目、坂本町7丁目、三本松町1丁目、三本松町2丁目、三本松町3丁目、三本松町4丁目、茂木町1丁目、茂木町2丁目、茂木町3丁目、茂木町4丁目、茂木町5丁目、茂西町1丁目、茂西町2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、瀬戸町1丁目、瀬戸町2丁目、瀬戸町3丁目、瀬戸町4丁目、高屋町、天神町1丁目、天神町2丁目、天神町3丁目、</u>

							<u>南町1丁目、南町2丁目、</u> <u>南町3丁目、南町4丁目、</u> <u>南町5丁目、室本町、八幡</u> 町1丁目、八幡町2丁目、 八幡町3丁目
観音寺警 察署所在 地	観音寺市昭和 町2丁目1番 55号	観音寺市のうち、琴浪町 <u>1</u> <u>丁目、琴浪町2丁目、栄町</u> <u>1丁目、栄町2丁目、栄町</u> <u>3丁目、三本松町1丁目、</u> <u>三本松町2丁目、三本松町</u> <u>3丁目、三本松町4丁目、</u> <u>昭和町1丁目、昭和町2丁</u> <u>目、昭和町3丁目、瀬戸町</u> <u>1丁目、瀬戸町2丁目、瀬</u> <u>戸町3丁目、瀬戸町4丁目、</u> <u>南町1丁目、南町2丁目、</u> <u>南町3丁目、南町4丁目、</u> <u>南町5丁目</u>					
箕浦駐在 所	略			箕浦駐在 所	略		
	略				略		

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。